

本資料は、関係機関が設置している各種相談窓口や支援措置等について、各機関が提供している情報を近畿管区行政評価局が取りまとめたものです。大きな変更や重要と考えられる対策が講じられるなど新たな情報が確認できた場合には、随時、追加、変更してまいります。

お住いの市町村のホームページなどもご覧になりながら、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

※ 内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策」（下記URL参照）にも、支援策等についての情報がございます。あわせてご参照ください。

<https://corona.go.jp/>

[本資料を印刷やダウンロードして利用されている方へ]

最新の情報は、近畿管区行政評価局ホームページ(下記URL参照)に掲載しております。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

※ 本稿で、特に断りがない場合、「平日」とは、月曜日～金曜日(祝日、休日、年末年始を除く。)のことです。また、曜日での記載や「全日」であっても、年末年始を除く等、例外もありますので、御留意ください。

### 近畿管区行政評価局における行政相談受付

●電話の場合：平日の8:30～17:30(行政相談専用電話)

ナビダイヤル：0570-090110 または 06-6942-1100

(注)通話料がかかります。

また、上記以外の時間帯は留守番電話による対応となります。

●インターネット(メール)の場合：毎日受け付けています。

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



●FAXの場合：毎日受け付けています。

06-6941-8988(行政相談専用FAX)

※ 平日の時間外及び閉庁日に受けた相談は、翌開庁日以降の対応となります。

○ [大阪総合行政相談所\(大丸大阪心斎橋店\)](#)は、原則毎日開設(店休日を除く。)しています。

○ [堺すいよう行政相談所\(高島屋堺店\)](#)は、原則毎週水曜日(祝日を除く。)に開設しています。

総務省 近畿管区行政評価局

〒540-8533 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎11階  
TEL：06-6942-1100

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

## 目 次

【参 考】《令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更》	1
《新型コロナウイルス受診相談・一般相談》	4
1 感染が疑われる場合、感染した場合等の相談窓口	4
【新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合】	4
【新型コロナウイルス感染症に係る無料検査を受けたい場合】(終了)	5
【新型コロナウイルス検査キットの無償配布を希望される場合】(終了)	5
【陽性者登録センターに自ら感染者登録を行いたい場合】(終了)	5
【宿泊療養の希望や自宅療養中に健康相談をしたい場合】(宿泊療養は終了)	5
【配食サービス・パルスオキシメーター貸出のサービスを受けたい場合】(終了)	6
【療養証明書がほしい場合】	6
【新型コロナウイルス感染症の後遺症の症状がある場合】	8
<参考>【医療費について(令和5年5月8日以降)】	8
2 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口	10
【厚生労働省の相談窓口】	10
【大阪府及び府内市町村の新型コロナウイルスに関する電話相談窓口】	10
【妊娠・出産・子育て相談窓口】	10
【外国人向け相談窓口】	10
3 新型コロナワクチンに関する相談窓口	12
【参考】大阪府のコロナワクチン接種センター	15
【新型コロナワクチン接種証明書の交付を受けたい場合】	16
《生活資金に関する相談》	17
4 生活福祉資金の特例貸付の返済に関する相談窓口【貸付は終了】	17
5 住居確保給付金(家賃給付)に関する相談窓口【コロナ特例は終了】	18
6 令和5年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」に関する相談窓口	19
7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和5年度)	20

《事業者・労働者支援に関する相談》	21
8 中小法人・個人事業者のための「月次支援金」、「一時支援金」の返還に関する相談窓口	21
9 事業復活支援金の返還に関する相談窓口	21
10 持続化給付金・家賃支援給付金の返還に関する相談窓口	21
11 テレワークに関する相談窓口	22
12 中小・小規模事業者相談窓口（経営相談、融資相談）	22
13 新型コロナウイルスに係る農林水産省の相談窓口	24
14 総合労働相談窓口	24
15 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）に関する相談窓口	25
16 両立支援等助成金に関する相談窓口	25
17 傷病手当金に関する相談窓口	27
18 労働保険料の納付猶予等に関する相談窓口	27
《年金保険料・税金等の納付に関する相談》	28
19 厚生年金保険料・国民年金保険料の納付に関する相談窓口	28
20 国税の納付猶予に関する相談窓口	30
21 府民税の納付猶予と申告・納付期限の延長に関する相談窓口	31
22 国民健康保険料等の減免・納付猶予に関する相談窓口	32
《電気料金等の支払いに関する相談》	32
23 電気料金及びガス料金の支払期限の延長に係る相談窓口	32
24 電話料金の支払期限の延長【終了】	32
25 NHK受信料の支払に関する相談窓口	33
《奨学金に関する相談》	33
26 奨学金に関する相談窓口	33
《その他 各種相談》	34
27 消費者相談窓口	34
28 人権相談窓口	34
29 DV相談窓口	35
30 金融取引相談窓口	35

31	下請取引に関する相談窓口(下請かけこみ寺).....	36
32	自動車、海事、観光関係の相談窓口.....	36
33	サイバー攻撃相談窓口.....	36
34	法律相談窓口.....	37
	《参考資料(大阪府内の市区町村電話番号一覧)》.....	38

## 【参考】《令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更》

【厚生労働省ホームページより抜粋】

新型コロナウイルス感染症の感染症法(※)上の位置づけが5類感染症になりました。

(※)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

感染症法では、感染症について感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案して1~5類等に分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めています。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。

法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとした対応に変わります。

### 変更ポイント

- 政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはない。
- 感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。
- 限られた医療機関でのみ受診可能であったのが、幅広い医療機関において受診可能になる。
- 医療費等について、健康保険が適用され1割から3割は自己負担いただくことが基本となるが、一定期間は公費支援を継続する。

### 新型インフルエンザ等感染症(2類相当)と5類感染症の主な違い

	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
発生動向	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表</li><li>・ 医療提供の状況は自治体報告で把握</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表</li><li>・ 様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス(抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等)</li></ul>
医療体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入院措置等、行政の強い関与</li><li>・ 限られた医療機関による特別な対応</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 幅広い医療機関による自律的な通常の対応</li><li>・ 新たな医療機関に参画を促す</li></ul>
患者対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛(自宅待機)要請</li><li>・ 入院・外来医療費の自己負担分を公費支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 政府として一律に外出自粛要請はせず</li><li>・ 医療費の1割~3割を自己負担</li><li>・ 入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減</li></ul>
感染対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み</li><li>・ 基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民の皆様の主體的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる</li><li>・ 基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施</li></ul>
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種</li></ul> <p>○高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回(5月~、9月~) ○5歳以上のすべての方：年1回(9月~)</p>

### 1 【感染した場合の外出について】

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルス

[目次へ戻る](#)

に罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

#### (1) 外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間は外出を控えること(※2)、

かつ、

・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

(※1)無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2)こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

また、学校保健安全法施行規則においても、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を新型コロナウイルス感染症による出席停止期間としています。

#### (2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

### 2【濃厚接触者について】

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

### 3【家族等が感染した場合】

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。

### 4【入院・外来の医療費について】

新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザなどと同様に、医療費等につ

[目次へ戻る](#)

いて健康保険が適用され1割から3割は自己負担いただくことが基本となります。急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続します。

## 5 【マスク着用の考え方】

マスク着用は、令和5年3月13日から、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねられています。

★詳細は、以下の厚生労働省ホームページでご確認ください。

- ・ <https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>
- ・ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

## 《新型コロナウイルス受診相談・一般相談》

### 1 感染が疑われる場合、感染した場合等の相談窓口

#### 【新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合】

- 症状がある方は、お近くのかかりつけ医にまず相談
- 夜間・休日やかかりつけ医がない方は、下記の《新型コロナ受診相談センター等》に相談
- 大阪府は、発熱患者の診療が可能な医療機関を「外来対応医療機関」として指定し、一覧を公開(往診可能な医療機関を含む。)

- 大阪府ホームページ(新型コロナ関連リンクサイト): <https://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/corona.html>
- 大阪府ホームページ(新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口):  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/corona-denwa.html>
- 大阪府ホームページ(外来対応医療機関):  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryos/osakakansensho/sinryokensa.html>

#### 《新型コロナ受診相談センター等》

センター名 (管轄区域)	電話番号	FAX
大阪府池田保健所 (池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	<b>大阪府コロナ府民相談センター(新設)</b>  <b>06-7178-4567</b> (全日 24 時間対応)  <small>★すぐに受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき(救急安心センターおおさか)</small> <b>#7119 (06-6582-7119)</b> (全日 24 時間対応)  <small>■夜間の子どもの急病時に病院に行ったほうがいいのか迷ったとき(小児救急電話相談)</small> <b>#8000 (06-6765-3650)</b> (全日 19:00~翌朝 8:00)	<b>06-6944-7579</b> (全日 24 時間対応)
大阪府茨木保健所 (茨木市、摂津市、島本町)		
大阪府守口保健所 (守口市、門真市)		
大阪府四條畷保健所 (大東市、四條畷市、交野市)		
大阪府藤井寺保健所 (松原市、羽曳野市、柏原市、藤井寺市)		
大阪府富田林保健所 (富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)		
大阪府和泉保健所 (泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)		
大阪府岸和田保健所 (岸和田市、貝塚市)		
大阪府泉佐野保健所 (泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)		
大阪市保健所(大阪市新型コロナ受診相談センター)	<b>06-6647-0641</b> (全日 24 時間対応)	<b>06-6647-1029</b> (全日 24 時間対応)
堺市保健所(堺市新型コロナ受診相談センター)	<b>072-228-0239</b> (平日 9:00~20:00、土日祝 9:00~17:30) ※上記以外の時間帯は緊急のみ対応	<b>072-222-9876</b> (平日 9:00~17:30)
高槻市保健所 (高槻市新型コロナ受診相談センター) ※令和 5 年 9 月末まで(予定)	<b>050-3531-4455</b> (平日 8:45~17:15)	<b>072-661-1800</b> (平日 8:45~17:15)

[目次へ戻る](#)

東大阪市保健所 (東大阪市新型コロナ受診相談センター)	072-963-9393 (全日 24 時間対応)	072-960-3809 (平日 9:00~17:30)
豊中市保健所 (豊中市新型コロナウイルス感染症コールセンター)	06-7177-9538 (平日 8:00~20:00)	06-6152-7328 (平日 9:00~17:15)
枚方市健康福祉部 (枚方市新型コロナ受診・相談センター)	072-841-1326 (全日 24 時間対応)	072-841-5711 (平日 9:00~17:30)
八尾市保健所 (八尾市新型コロナ相談センター)	072-994-0668 (全日 24 時間対応)	072-922-4965 (全日 24 時間対応)
寝屋川市保健所 (寝屋川市新型コロナ受診相談センター)	072-829-8455 (平日 9:00~17:30) ※050-3531-4455 ・平日 17:30~翌 9:00 ・土日祝全日	072-829-1247 (平日 9:00~ 17:30)
吹田市保健所 (吹田市新型コロナ受診相談センター)	06-7178-1370 (平日 9:00~17:30)	06-6339-2058 (平日 9:00~ 17:30)

【新型コロナウイルス感染症に係る無料検査を受けたい場合】(終了)

大阪府では、一定の要件に該当する場合に検査を受ける費用を無料とする事業を実施していましたが、令和5年3月31日をもって事業を終了しています。

★検査を希望される場合は、下記の方法によりご対応ください。

①抗原定性検査キット(体外診断用医療薬品または第一類医療薬品と表示のあるもの(研究用の表示あるものは、国では非承認))を自費で購入し自己検査

②対応している検査機関での自費検査

※ 下記の厚生労働省のホームページに「自費検査を提供する検査機関一覧」が掲載されていますので、ご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)

【新型コロナウイルス検査キットの無償配布を希望される場合】(終了)

大阪府では、抗原定性検査キットの無償配布事業を実施していましたが、令和5年5月7日(日)をもって事業を終了しています。

【陽性者登録センターに自ら感染者登録を行いたい場合】(終了)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことに伴い、自己検査で陽性が判明した場合における登録手続は不要となりました。

このため、大阪府では、陽性者登録センターでの受付を令和5年5月7日(日)をもって終了しています。

【宿泊療養の希望や自宅療養中に健康相談をしたい場合】(宿泊療養は終了)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことに伴い、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染(陽性が判明)した場合は、自主的な「自宅療養」が基本となっています。

このため、大阪府が開設していた宿泊療養施設は、令和5年5月7日をもって終了しています。

また、「コロナ陽性者 24 時間緊急サポートセンター(自宅待機 SOS)」についても、令和 5 年 5 月 8 日午前 9 時以降の対応を終了しています。

自宅療養期間中に、①新型コロナウイルスに関する健康相談(発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談)、②外来対応医療機関などについて相談したい場合は、お住まいの地域を管轄する新型コロナ受診相談センター等(4 ページ・5 ページに掲載)までお問い合わせください。

※ 下記の大阪府ホームページに、陽性の場合の自宅療養等に関する情報が掲載されていますので、ご参照ください。

- ・「自宅療養者支援サイト(自宅療養されるみなさまへ)」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku\\_ryouyou/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html)

- ・「外来対応医療機関一覧」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/sinryokensa.html>

【配食サービス・パルスオキシメーター貸出のサービスを受けたい場合】(終了)

大阪府・大阪市では、新型コロナウイルス感染症患者で、ご自身による食料の確保が困難な方のための配食サービス及びパルスオキシメーターの配送サービスを実施していましたが、令和 5 年 5 月 8 日以降の受付は終了しています。

自宅療養中の健康相談等については、下記の大阪府のホームページ「自宅療養者支援サイト(自宅療養されるみなさまへ)」をご参照ください(再掲)。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku\\_ryouyou/index.html#siori](https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html#siori)

【療養証明書がほしい場合】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更されたことに伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降に陽性と診断された場合には、療養証明書は発行されなくなりました。

なお、令和 5 年 5 月 7 日までに陽性の診断を受けた方については、次に該当する場  
合に限り発行の対象となります。

◎令和 4 年 9 月 26 日から令和 5 年 5 月 7 日までの間に医療機関で陽性と診断された方のうち、発生届の対象となった方

※ 発生届の対象となる方とは、①65 歳以上の者、②入院を要する者、③治療薬や酸素の投与が必要な必要な重症化リスクのある者、④妊娠している者

◎令和 4 年 9 月 25 日以前に医療機関で陽性と診断された方

療養証明書には、①保健所等が発行する紙版療養証明書、②厚生労働省所管の「My HER-SYS」(新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム)による電子版療養証明書の 2 種類があります。

療養証明書の発行等については、次のホームページ又は問い合わせ先でご確認ください(発行の対象者)。

- 大阪市ホームページ(新型コロナウイルス感染症にかかる療養期間証明書について)  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000560672.html>
  - 大阪府ホームページ：府設置の保健所ごとに療養期間証明書に関する説明を掲載
  - 厚生労働省ホームページ  
(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS))  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00129.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html)
- ※ My HER-SYS による療養証明書機能の利用は令和5年9月末で終了予定

(紙版療養証明書の発行依頼・問い合わせ先)

センター名 (管轄区域)	電話番号	対応曜日・時間
大阪府池田保健所 <地域保健課> (池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	072-751-2990	平日 9:00~17:45
大阪府茨木保健所 <地域保健課> (茨木市、摂津市、島本町)	072-624-4668	平日 9:00~17:45
大阪府守口保健所 <地域保健課> (守口市、門真市)	06-6993-3132	平日 9:00~17:45
大阪府四條畷保健所 <事務処理センター> (大東市、四條畷市、交野市)	072-800-5204	平日 9:30~17:30 (12:15~13:00 を除く)
大阪府藤井寺保健所 <地域保健課> (松原市、羽曳野市、柏原市、藤井寺市)	072-955-4181	平日 9:00~17:45
大阪府富田林保健所 <地域保健課> (富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	0721-23-2683	平日 9:00~17:45 (12:15~13:00 を除く)
大阪府和泉保健所 <地域保健課>【療養証明書担当】 (泉津市、和泉市、高石市、忠岡町)	0725-41-1389	平日 9:00~17:00 (11:30~13:00 を除く)
大阪府岸和田保健所 <地域保健課 > (岸和田市、貝塚市)	072-422-6071	平日 9:15~17:45
大阪府泉佐野保健所 <地域保健課 > (泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)	072-462-7703	平日 9:00~17:45
大阪市新型コロナウイルス感染症 <一般相談センター>	0120-911-585	24 時間受付
堺市保健所 <感染症対策課>	072-200-3268	平日 9:00~17:30
高槻市保健所 <保健予防課>	072-661-9332	平日 8:45~17:15
東大阪市保健所 <新型コロナウイルス感染症課>	072-960-3805	平日 9:00~17:30
豊中市保健所 <療養証明書担当>	06-6152-7310	平日 9:00~17:15
枚方市保健所 <保健予防課>	072-807-7625	平日 9:00~17:30
八尾市保健所 <新型コロナ相談センター>	072-994-0668	24 時間受付
寝屋川市保健所 <新型コロナウイルス感染症対策室>	072-829-1210	平日 9:00~17:30
吹田市保健所 <地域保健課>	06-6339-2227	平日 9:00~17:30

(「My HER-SYS」による証明の問い合わせ先)

名称	電話番号	対応曜日・時間
一般の方専用ダイヤル (厚生労働省)	03-5877-4805	平日 9:30~18:15

### 【新型コロナウイルス感染症の後遺症の症状がある場合】

新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後に、呼吸苦や味覚・嗅覚の異常等、後遺症に悩まれている方は、お住まいの地域を管轄する新型コロナ受診相談センター等(4ページ・5ページに掲載)へご相談ください。

また、下記の大阪府ホームページに後遺症に関する各種の情報が掲載されていますので、ご参照ください。

#### ※ 大阪府ホームページ

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の後遺症について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kouisyo.html>

- ・ 「コロナ罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関一覧」

<https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/corona-rikango-shinryou-iryokikan>

### 〈参考〉【医療費について(令和5年5月8日以降)】

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者に係る入院医療費及び外来医療費の自己負担額をすべて公費負担とする取扱いは終了し、公的医療保険の適用により、1割から3割を自己負担することが基本となっています。

ただし、医療費の一部については、下記のとおり、公費負担が受けられます。

(医療費の急激な負担増が生じないよう令和5年9月末まで実施)

#### ○入院医療費について

下記①および②について、令和5年9月末まで公費負担が受けられます。

##### ①入院医療費の一部

- ※ 高額療養費制度の自己負担限度額からおおむね2万円を減額。  
(高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額)

##### ②新型コロナ治療薬の薬剤費

- ※ 経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限る。なお、処方の際の手技料等は対象外。

上記①の入院医療費の一部を公費負担とするには、自己負担減額の手続きが必要となり、ご加入の公的医療保険者(健康保険組合・協会けんぽ(全国健康保険協会)大阪支部・市町村国民健康保険、後期高齢者医療・共済組合など)が発行する「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて、医療機関に提示する必要があります。

なお、上記②の新型コロナ治療薬の薬剤費公費負担については、特に手続の必要はありません。

詳しくは、ご加入の公的医療保険者（健康保険組合・協会けんぽ（全国健康保険協会）大阪支部・市町村国民健康保険・後期高齢者医療・共済組合など）にお問い合わせください。

※①健康保険組合・協会けんぽ・共済組合に加入している方は、勤務先の健康保険担当係などを通じてご確認ください。なお、協会けんぽ大阪支部の代表電話番号は、06-7711-4300（平日 8:30～17:15）です。

②国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方は、住所地の市（区）役所または町村役場の担当課にお問い合わせください。

（代表電話番号等は、巻末の参考資料（[大阪府内の市区町村電話番号一覧](#)）に掲載）

## ○外来医療費について

新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、公的医療保険（健康保険組合・協会けんぽ（全国健康保険協会）大阪支部・市町村国民健康保険、後期高齢者医療・共済組合など）による給付を除いた自己負担額をすべて公費負担とする取扱いは終了し、自己負担（公的医療保険の適用により1割から3割）が基本となります。

ただし、新型コロナ治療薬の薬剤費については、令和5年9月末まで公費負担の対象となりますが、特に手続の必要はありません。

（注）経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限る。なお、処方の際の手技料等は対象外。

## ○検査費用について

5類化に伴い、検査費用を公費で負担する取扱いは終了しています。

※ 令和5年5月8日以降の医療費の詳細は、下記の大阪府ホームページ「新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について」をご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/coronairyouhi-5rui.html>

## 2 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

### 【厚生労働省の相談窓口】

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症について、以下の電話相談窓口を開設しています。

名 称	電話番号・FAX 番号	対応言語・対応曜日・時間
新型コロナウイルス 感染症相談窓口	0120-565-653 FAX:03-3581-6251 (聴覚に障害のある方)	日本語・英語・中国語・韓国語・ ポルトガル語・スペイン語 全日 9:00~21:00
		タイ語 全日 9:00~18:00
		ベトナム語 全日 10:00~19:00
聴覚障害者相談窓口 (全日本ろうあ連盟)	HP : <a href="https://www.jfd.or.jp/covid19/">https://www.jfd.or.jp/covid19/</a>	

### 【大阪府及び府内市町村の新型コロナウイルスに関する電話相談窓口】

お住まいの地域を管轄する新型コロナ受診相談センター等(4ページ・5ページに掲載)へご相談ください。

### 【妊娠・出産・子育て相談窓口】

(一般社団法人)大阪府助産師会が電話相談を実施しています。

名 称	電話番号	対応曜日・時間
妊娠・出産・子育て 電話相談	06-6775-8894	平日 9:00~17:00

### 【外国人向け相談窓口】

大阪府国際交流財団(OFIX)が府内在住外国人向け電話相談等を実施しています。

※ 医療的判断を必要とする相談は対象外 <相談先は、4・5ページに掲載の新型コロナ受診相談センター等>

名 称	電話番号	対応曜日・時間	対応言語
大阪府外国人 情報コーナー	06-6941-2297	《月曜日・金曜日》 9:00~20:00 (祝日除く) 《火曜日~木曜日》 9:00~17:30 (祝日除く) 《第2日曜日 第4日曜日》 13:00~17:00	英語 中国語 韓国・朝鮮語 ポルトガル語 スペイン語 ベトナム語 タイ語 フィリピン語 ネパール語 インドネシア語 日本語
		メール相談 <a href="mailto:jouhou-c@ofix.or.jp">jouhou-c@ofix.or.jp</a> FAX相談 06-6966-2401	英語 日本語

また、日本政府観光局(独立行政法人国際観光振興機構)は、外国人旅行者向けコールセンターを開設しています。

名 称	電話番号	対応曜日・時間	対応言語
外国人旅行者向け コールセンター 【Japan Visitor Hotline】	050-3816-2787	全日 24 時間	英語 中国語 韓国語

※ 日本政府観光局ホームページ「外国人旅行者向けコールセンター『Japan Visitor Hotline』」  
<https://www.japan.travel/en/plan/hotline/>

上記以外の外国人向けの各種相談窓口は、下表のとおりです。

名 称	電話番号（対応曜日・時間）、HP アドレス
外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁） 在留手続等に関する相談窓口 （Immigration Information Center）	0570-013904（平日 8:30～17:15） ※ IP、海外：03-5796-7112 HP: <a href="https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html">https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html</a>
外国人生活支援ポータルサイト（出入国在留管理庁） （A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals）	HP: <a href="https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html">https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html</a>
AMDA 国際医療情報センター 電話医療相談 （AMDA International Medical Information Center）	03-6233-9266（平日 10:00～16:00） 多言語で、外国語の通じる医療機関の案内 や日本の医療福祉制度の案内を実施

### 3 新型コロナワクチンに関する相談窓口

新型コロナワクチン接種(自己負担なしの特例臨時接種)の実施期間は、令和6年3月31日まで延長されています。

新型コロナワクチンについては、以下の電話相談窓口が開設されています。

#### 《厚生労働省》

名 称	電話番号	対応言語・対応曜日・時間
新型コロナワクチン コールセンター	0120-761-770 海外からの相談： (+81)50-3734-0348	日本語・英語・中国語・韓国語・ ポルトガル語・スペイン語 全日 9:00～21:00
		タイ語 全日 9:00～18:00
		ベトナム語 全日 10:00～19:00
聴覚障害者相談窓口 (全日本ろうあ連盟)	HP： <a href="https://www.jfd.or.jp/covid19/">https://www.jfd.or.jp/covid19/</a>	

#### 《大阪府》【新型コロナワクチン接種後の副反応等に関する相談にも対応】

名 称	電話番号 (FAX)	対応言語・対応曜日・時間
大阪府新型コロナワクチン 専門相談窓口	050-3613-9605 (FAX:06-4400-9419)	日本語・英語・中国語・ 韓国語・ベトナム語 全日 7:00～22:00

(注) ① 電話相談ですので、診療などの医療行為は行うことができません。

② 明らかに緊急を要する場合は、119番をご利用ください。

上記の相談窓口では、新型コロナワクチン接種後の副反応等に関する相談も受け付けています。

詳細は、下記の大阪府ホームページをご参照ください。

<https://sites.google.com/view/osaka-vaccine-portal/>各種相談窓口

なお、新型コロナワクチン等の予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費等の給付が行われます(健康被害救済制度)。

※ 厚生労働省ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigaikyusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html)

申請に必要な手続き等については、接種時に住民票のある市町村にお問合せください(電話番号等は、下記《大阪府内の市町村》に掲載)。

#### 《大阪府内の市町村》 FAXは、聴覚や発語などに障害のある方等、電話での対応が困難な方用です。

市町村名	名 称	電話番号	FAX 番号	対応曜日・時間
大阪市	新型コロナワクチン コールセンター	0570-065670 06-6377-5670	0570-056769	全日 9:00～18:00

市町村名	名 称	電話番号	FAX 番号	対応曜日・時間
豊中市	とよなか ワクチンダイヤル	06-6151-2511		平日 9:00~18:00
池田市	新型コロナワクチン コールセンター	0570-070-767	0570-060-609	平日 9:00~17:00
箕面市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	072-727-6865	072-727-3539	平日 9:00~17:00
能勢町	新型コロナワクチン 予約・問合せセンター	072-734-7110		平日 8:30~17:00
豊能町	新型コロナワクチン コールセンター	0570-099-920		全日 9:00~18:00
吹田市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-210-750	06-6339-7075	全日 9:00~18:00 (12/29~1/3 を除く)
高槻市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-090-555	072-648-3350	月~土曜日 8:45~17:15 (12/29~1/3 を除く)
茨木市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-695-890	072-625-1650	全日 9:00~17:00 (12/29~1/3 を除く)
摂津市	コロナワクチン コールセンター	06-6170-2762		全日 8:45~17:15 (祝日・振替休日・12/29~1/3 を除く)
島本町	新型コロナワクチン コールセンター	075-962-5811		月~土曜日 9:00~17:30 (祝日を除く)
守口市	新型コロナウィルス ワクチン接種相談センター	0120-365-285		全日 9:00~17:30
枚方市	新型コロナワクチン 予約・相談コールセンター	0120-885-755	072-894-8031	全日 9:00~18:00 (12/29~1/3 を除く)
寝屋川市	新型コロナワクチン コールセンター	072-825-2007	072-820-2088	月~土曜日 9:00~17:30 (祝日を除く)
大東市	新型コロナ予防接種 コールセンター	072-800-4645	072-874-9529	平日 9:00~17:30
門真市	健康増進課	06-6904-6400		全日 9:00~17:30
交野市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-052-517 (050-3646-7837)	050-3457-4766	月~土曜日 9:00~18:00 (祝日を除く)
四條畷市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0120-553-611	072-877-6963	平日 9:00~17:00
東大阪市	新型コロナワクチン コールセンター	06-7668-0485	072-929-8239	全日 9:00~17:30 (12/29~1/3 を除く)
八尾市	新型コロナワクチン コールセンター	0570-008-633	072-923-1985	平日 9:00~17:00
柏原市	健康づくり課	072-920-7381	072-920-7036	平日 8:45~17:15
富田林市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0120-884-056	0721-20-0200	平日 9:00~17:30
河内長野市	新型コロナワクチン コールセンター	0721-26-8135	0721-56-5160	平日 9:00~17:30

市町村名	名 称	電話番号	FAX 番号	対応曜日・時間
松原市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-862-270		平日 9:00~17:30
羽曳野市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0570-071-105		平日 9:00~17:15
藤井寺市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0570-00-3655	072-939-9099	平日 9:00~17:30
大阪狭山市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-795-666		平日 9:00~17:30
河南町	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0721-90-3378		平日 9:00~17:30
太子町	新型コロナウィルスワクチン 接種コールセンター	0721-98-0310		平日 9:00~17:00
千早赤阪村	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0721-26-7265	0721-70-2021	平日 9:00~17:30
堺市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0570-048-567 072-256-4140	072-275-5288	全日 9:00~17:30
泉大津市	新型コロナワクチン コールセンター	0120-920-705	0725-33-4543	平日 9:00~17:00
和泉市	新型コロナウィルス ワクチン接種相談 センター	0120-567-582	0725-58-6039	平日 9:00~17:00
高石市	新型コロナワクチン コールセンター	072-275-5226	072-275-5330	平日 9:00~17:30
		【接種予約専用】 072-275-6394		
忠岡町	新型コロナワクチン コールセンター	0725-92-5720	0725-22-8663	平日 9:00~17:00
岸和田市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	0570-077-664		平日 9:00~17:30
貝塚市	新型コロナウィルス ワクチン接種コール センター	0120-729-722	072-433-7016	平日 9:00~17:15
泉佐野市	コロナワクチン コールセンター	0120-133-051	072-461-4571	平日 9:00~19:00
泉南市	コールセンター	06-6621-1029		平日 9:00~17:30
	ワクチン接種推進チーム	072-479-5672	072-482-1668	平日 9:00~17:30
阪南市	新型コロナワクチン 接種コールセンター	06-6621-1014		平日 9:00~17:30
熊取町	新型コロナワクチン コールセンター	0120-234-170		平日 9:00~19:00
田尻町	コロナワクチン接種 コールセンター	0120-558-836		平日 9:00~17:00
岬町	コロナワクチン コールセンター	072-468-9935		平日 9:00~17:30

## 【参考】大阪府のコロナワクチン接種センター

### ★会場

大阪府 ホテルプリムローズ大阪接種センター(マサキこちクリニック)  
住所:大阪府中央区大手前3丁目1番43号  
○最寄駅:谷町四丁目駅(大阪メトロ)

### ★使用ワクチン

#### ◆武田社ワクチン(ノババックス)

#### 【対象者】

##### <初回接種>

##### ■新型コロナワクチン未接種の12歳以上の府民

- ※ 15歳以下の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。  
また、予診票に保護者の署名が必要で、署名がなければ接種は受けられません。

##### <令和5年春開始接種(追加接種)>

(令和5年5月8日(月)から令和5年8月末まで)

##### ■高齢者(65歳以上)、基礎疾患を有する方(12歳以上65歳未満)、医療従事者等

##### ■初回接種を完了した者であって、最終の接種から6か月以上の間隔が空いている12歳以上の府民

- ※ ① 令和5年5月8日以降にノババックスの追加接種を受けた者、またはオミクロン株対応2価ワクチンの接種を受けた者を除く。  
② 15歳以下の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。  
また、予診票に保護者の署名が必要で、署名がなければ接種は受けられません。

#### ◆モデルナ社ワクチン(オミクロン株 BA.4-5 対応型)

#### 【対象者】

##### <令和5年春開始接種(追加接種)>

(令和5年5月8日(月)から令和5年8月末まで)

##### ■高齢者(65歳以上)、基礎疾患を有する方(12歳以上65歳未満)、医療従事者等

##### ■初回接種を完了した者であって、最終の接種から3か月以上の間隔が空いている12歳以上の府民

- ※ ① 令和5年5月8日以降にノババックスの追加接種を受けた者、またはオミクロン株対応2価ワクチンの接種を受けた者を除く。  
② 15歳以下の接種においては、原則、保護者の同伴が必要となります。  
また、予診票に保護者の署名が必要で、署名がなければ接種は受けられません。

### ★予約方法

#### 【電話予約のみ】

- ・電話番号:06-6910-1951(マサキこちクリニック)
- ・受付日時:月曜日から金曜日 9時から17時  
(注)木曜日、祝日を除く。また、土曜日・日曜日は、予約の受付を行っていません。

※ 詳細は、下記ホームページをご参照ください。

<https://sites.google.com/view/osaka-vaccine-portal/府民のみなさまへ/府内の接種会場について/大阪府-ホテルプリムローズ大阪接種センターマサキこちクリニック>

[目次へ戻る](#)

### 【新型コロナワクチン接種証明書の交付を受けたい場合】

予防接種法に基づく新型コロナワクチンを接種済みの方が、渡航先への入国時など、様々なシーンで活用できるよう、新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書を交付しています。

#### 〈申請先〉

##### ①書面での交付(コンビニ交付を除く)の場合

市町村の窓口(郵送申請・電子申請を含む)への申請となります。

##### ②電子(スマートフォン)での交付の場合

スマートフォン上の専用アプリでの申請となります。

※ アプリのダウンロード方法や申請手順の詳細は以下をご確認ください。

【デジタル庁ウェブサイト：新型コロナワクチン接種証明書アプリ】

<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>

##### ③コンビニ交付の場合

対象のコンビニエンスストア等店舗内の端末での申請となります。

※ 詳しくは、下記の厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(接種証明書)」をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html)

また、接種証明書の一般的・制度的事柄に関する質問は、12 ページに記載の「厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター」(国内からは、電話 0120-761770、FAX03-3581-6251、海外からは、電話(+81)50-3734-0348)にお問合せください。

(注)① 令和3年12月20日より、申請の必要条件から「海外渡航に関する場合」であることが撤廃され、日本国内用の接種証明書が交付可能ですが、令和5年5月8日以降に「全国旅行支援」を利用する際は、ワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認は不要となっています。

詳細は、下記の観光庁ホームページや旅行会社などにご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08\\_000371.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000371.html)

② 日本時間令和5年4月29日午前0時以降に日本に入国する場合には、ワクチン接種証明書または出国前検査証明書の提示は不要となっています。

詳細は、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

③ 日本から海外に出国する際には、渡航先の国によって接種証明書が必要な場合がありますので、現地の日本国大使館・領事館、各国政府のホームページなどを確認するか、旅行会社などにお問い合わせください。

## 《生活資金に関する相談》

### 4 生活福祉資金の特例貸付の返済に関する相談窓口【貸付は終了】

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付を実施していましたが、令和4年9月30日をもって申請受付を終了しています。

詳しくは、下記の大阪府社会福祉協議会ホームページをご参照ください。

<https://www.osakafusyakyō.or.jp/>

特例貸付の返済や免除についての相談窓口は、次のとおりです。

名 称	電話番号	対応曜日・時間
大阪府コロナ特例貸付事務センター 〈大阪府社会福祉協議会〉	0570-078-006	平日 9:00～17:00

詳しくは、下記の大阪府社会福祉協議会「コロナ特例貸付償還・免除ポータルサイト」をご参照ください。

<https://www.osakafusyakyō.or.jp/sikinbu/tokureiportal/>

なお、生活福祉資金(通常貸付)の相談窓口である市区町村社会福祉協議会(市区町村社協)の連絡先は、下表のとおりです。

#### 《大阪府内の市区町村社会福祉協議会(市区町村社協)》

社協名	電話番号	社協名	電話番号
大阪市北区社協	06-6313-5566	大阪市都島区社協	06-6929-9500
大阪市福島区社協	06-6454-6330	大阪市此花区社協	06-6462-1224
大阪市中央区社協	06-6763-8139	大阪市西区社協	06-6539-8075
大阪市港区社協	06-6575-1212	大阪市大正区社協	06-6555-5760
大阪市天王寺区社協	06-6774-3377	大阪市浪速区社協	06-6636-6027
大阪市西淀川区社協	06-6478-2941	大阪市東淀川区社協	06-6370-1630
大阪市東成区社協	06-6977-7031	大阪市生野区社協	06-6712-3101
大阪市旭区社協	06-6957-2200	大阪市城東区社協	06-6936-1151
大阪市阿倍野区社協	06-6628-1212	大阪市住吉区社協	06-6615-8172
大阪市東住吉区社協	06-6622-9075	大阪市西成区社協	06-6656-0080
大阪市淀川区社協	06-6394-2900	大阪市鶴見区社協	06-6913-7030
大阪市住之江区社協	06-6686-2234	大阪市平野区社協	06-6795-2525
堺市社協	072-222-7666	岸和田市社協	072-437-8854
豊中市社協	06-6841-9393	池田市社協	072-751-0421
吹田市社協	06-6339-1205	泉大津市社協	0725-23-1393
高槻市社協	072-674-7496	貝塚市社協	072-439-0294
守口市社協	06-6992-2715	枚方市社協	072-844-2443
茨木市社協	072-627-0033	八尾市社協	072-991-1161

泉佐野市社協	072-464-2259	富田林市社協	0721-25-8200
寝屋川市社協	072-838-0400	河内長野市社協	0721-65-0133
松原市社協	072-333-0294	大東市社協	072-874-1082
和泉市社協	0725-43-7513	箕面市社協	072-749-1575
柏原市社協	072-972-6786	羽曳野市社協	072-958-2315
門真市社協	06-6902-6453	摂津市社協	06-4860-6460
高石市社協	072-261-3656	藤井寺市社協	072-938-8220
東大阪市社協	06-6789-7201	泉南市社協	072-482-1027
四條畷市社協	072-878-1210	交野市社協	072-895-1185
大阪狭山市社協	072-367-1761	阪南市社協	072-447-5301
島本町社協	075-962-5417	豊能町社協	072-738-5370
能勢町社協	072-734-0770	忠岡町社協	0725-31-1666
熊取町社協	072-452-6001	田尻町社協	072-466-5015
岬町社協	072-492-0633	太子町社協	0721-98-1311
河南町社協	0721-93-6299	千早赤阪村社協	0721-72-0294

## 5 住居確保給付金(家賃給付)に関する相談窓口【コロナ特例は終了】

厚生労働省では、離職・廃業から2年以内の方のほか、やむを得ない休業等に伴う収入の減少により、離職と同程度の状況にある方など、住居を失うおそれがある方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額(自治体ごとに定める額を上限)を住居確保給付金として支給しています(原則3か月間(延長は2回まで最大9か月間)、自治体から家主・不動産媒介事業者等へ直接支払うもの)。

住宅確保給付金の相談窓口は、下表のとおりです。

なお、コロナ特例による3か月間の再支給の申請は、令和5年3月末日で終了しています。

※【参考】厚生労働省ホームページ:<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

### 【相談窓口】

#### 《大阪府内の市区町村》

市区町村名	電話番号	市区町村名	電話番号
大阪市北区	06-6809-2814	大阪市都島区	06-4800-4800
大阪市福島区	06-6468-6340	大阪市此花区	06-6466-9530
大阪市中央区	06-7507-1487	大阪市西区	06-6538-6400
大阪市港区	06-6576-9897	大阪市大正区	06-4394-9925
大阪市天王寺区	06-6774-9937	大阪市浪速区	06-6536-8861
大阪市西淀川区	06-6471-8222	大阪市東淀川区	06-6320-0231
大阪市東成区	06-6977-9126	大阪市生野区	06-6717-6565
大阪市旭区	06-6953-2380	大阪市城東区	06-6936-1181
大阪市阿倍野区	06-6622-9795	大阪市住吉区	06-6654-7763
大阪市東住吉区	06-6621-3011	大阪市西成区	06-6115-8070
大阪市淀川区	06-6195-7851	大阪市鶴見区	06-6913-7060
大阪市住之江区	06-6682-9824	大阪市平野区	06-6700-9250

堺市	072-225-5659	岸和田市	072-423-9141
豊中市	06-6858-5075	池田市	072-752-1316
吹田市	06-6384-1350	泉大津市	0725-33-9254
高槻市	072-674-7767	貝塚市	072-433-7085
守口市	0800-200-8011 06-6998-4510	枚方市	072-841-1401
茨木市	072-655-2752	八尾市	072-924-3761
泉佐野市	包括支援センターしんいけ	富田林市	0721-25-1000
	佐野中圏域包括支援センター泉ヶ丘園	河内長野市	0721-53-1111
	第三中圏域包括支援センターホライズン	大東市	072-870-9664
	長南中圏域包括支援センターラポート	箕面市	072-727-9515
	日根野中圏域包括支援センターいぬなき	羽曳野市	072-958-2315
寝屋川市(社協)	072-838-0400	摂津市	06-6170-1280
松原市	072-334-1550	藤井寺市	072-939-1107
和泉市	0725-99-8100	泉南市(ここサポ泉南)	0120-968-141
柏原市	072-972-1507	交野市(社協)	072-895-1185
門真市(社協)	06-6902-6453	阪南市(社協)	072-447-5301
高石市	072-275-6284	四條畷市	072-877-1481
東大阪市	06-6748-0102	大阪狭山市	072-368-9955
島本町	0120-87-5417 075-962-5417	太子町 河南町 千早赤阪村 (大阪府富田林子ども家庭センター)	0721-25-1131
能勢町 豊能町 (大阪府池田子ども家庭センター)	072-752-6287	岬町 田尻町 熊取町 忠岡町 (大阪府岸和田子ども家庭センター)	072-430-4321

## 6 令和5年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」に関する相談窓口

子ども家庭庁では、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施します。

詳しくは、下記の子ども家庭庁のホームページ「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」をご参照ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/tokubetsu-kyuufukin-outline/>

### 〔給付金の概要〕

#### (1) 支給対象者(下記①～③のいずれかが対象)

- ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ② 上記①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯(その他低所得の子育て世帯)
- ③ 家計の急変により、上記①または②と同水準の収入となった子育て世帯

※ 対象となる児童の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)

#### (2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

### (3) 支給手続

- ① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者については、申請不要で支給されます。
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の受給者については、申請不要で支給されます。
- ③ 家計の急変により、上記「(1)-支給対象者」の①または②と同水準の収入となった子育て世帯については、申請が必要です。

※ 詳しくは、住所地の市(区)役所または町村役場の担当課にお問い合わせください。  
(代表電話番号等は、巻末の参考資料([大阪府内の市区町村電話番号一覧](#))に掲載)

#### 【相談窓口】

名 称	電話番号・FAX 番号	対応曜日・時間
子ども家庭庁コールセンター	0120-400-903 FAX:0120-300-466	平日 9:00~18:00 FAX は、全日対応 ※FAX の回答は、翌営業日以降 (土日祝を除く)

## 7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和5年度)

内閣府では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税(均等割)が非課税の世帯等)に対して、令和5年度における給付金(3万円)の支給を実施します。

支給対象者、支給要件等については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

※ 代表電話番号等は、巻末の参考資料([大阪府内の市区町村電話番号一覧](#))に掲載

## 《事業者・労働者支援に関する相談》

### 8 中小法人・個人事業者のための「月次支援金」、「一時支援金」の返還に関する相談窓口

中小企業庁における申請受付は終了していますが、誤って受給された方の返還に関する相談を下記で実施しています。

【問合せ先】〈返還に関する相談窓口〉

名 称	電話番号	対応曜日・時間
各種給付金 コールセンター	0120-002-678	平日 9:00～17:00

※ 各種給付金自主返還事務局ホームページ: <https://www.kyufukin-henkan.go.jp/>

なお、大阪府独自の一時支援金についても、申請受付は終了しています。

### 9 事業復活支援金の返還に関する相談窓口

中小企業庁における申請受付は終了していますが、誤って受給された方の返還に関する相談を下記で実施しています。

【問合せ先】〈返還に関する相談窓口〉

名 称	電話番号	対応曜日・時間
各種給付金 コールセンター	0120-002-678	平日 9:00～17:00

※ 各種給付金自主返還事務局ホームページ: <https://www.kyufukin-henkan.go.jp/>

### 10 持続化給付金・家賃支援給付金の返還に関する相談窓口

中小企業庁における申請受付は終了していますが、誤って受給された方の返還に関する相談を下記で実施しています。

【問合せ先】〈返還に関する相談窓口〉

名 称	電話番号	対応曜日・時間
各種給付金 コールセンター	0120-002-678	平日 9:00～17:00

※ 各種給付金自主返還事務局ホームページ: <https://www.kyufukin-henkan.go.jp/>

## 11 テレワークに関する相談窓口

厚生労働省・総務省は、テレワークに関する様々な情報をまとめた「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています(<https://telework.mhlw.go.jp/>)。

相談窓口は、下記のとおりです。

名 称	電話番号	対応曜日・時間
テレワーク相談センター	0120-260-090	平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

また、大阪府は、企業・労働者のワンストップ窓口として、「大阪府テレワークサポートデスク」を開設しています。

※ 大阪府テレワークサポートデスクホームページ [http://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/telework\\_support/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/telework_support/index.html)

大阪府テレワークサポートデスクの相談窓口は、下記のとおりです。

名 称	電話番号	対応曜日・時間	住 所
大阪府テレワークサポートデスク	06-6946-2608	平日 9:00~18:00 (12:15~13:00は除く)	大阪府中央区石町 2-5-3(エル・おおさか南館)

※ オンラインによる相談も実施(上記「大阪府テレワークサポートデスクホームページ」参照)

## 12 中小・小規模事業者相談窓口(経営相談、融資相談)

新型コロナウイルス感染症の発生により、中小企業等への経営面、資金面への影響が懸念されることから、以下のとおり、中小企業・小規模事業者向け相談窓口が開設されています。

### 【大阪府】

新型コロナウイルス感染症への対応のための制度融資に関する相談窓口は、以下のとおりです。

〈大阪府の制度融資〉 ・ 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金  
・ 新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金

【問合せ先】：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 制度融資グループ <06-6210-9507、9508>

詳細については、下記の大阪府ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/korona/index.html>

### 【日本政策金融公庫】

新型コロナウイルスの影響を受けた方への融資や返済の相談を実施しています。

名 称	電話番号	対応曜日・時間
事業資金相談ダイヤル	0120-154-505	平日 9:00~17:00

※ 創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方については、平日 19 時まで実施

また、下記の支店でも相談が可能です。

名 称	電話番号	対応曜日・時間	対 象
大阪支店	06-6314-7615 (中小企業営一事業) 06-6314-7810 (中小企業営二事業)	平日 9:00~17:00	・ 中小企業(※)
大阪西支店	06-4390-0366		
阿倍野支店	06-6623-2160		
堺支店	072-255-1261		
東大阪支店	06-6787-2661		
大阪支店	0570-065604	平日 9:00~17:00	・ 個人企業(※) ・ 小規模企業(※)
大阪西支店	0570-065446		
阿倍野支店	0570-065462		
玉出支店	0570-065986		
十三支店	0570-065530		
大阪南支店	0570-065596		
堺支店	0570-068698		
吹田支店	0570-068846		
守口支店	0570-068502		
泉佐野支店	0570-068829		
東大阪支店	0570-068663	平日 9:00~17:00	・ 農林漁業者等(※)
大阪支店	06-6131-0750		

※ 管轄区域等については、日本政策金融公庫ホームページ「店舗案内」でご確認ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>

#### 【中小企業基盤整備機構(中小機構)】

新型コロナウイルスの影響を受けた、受けるおそれのある中小企業・小規模企業者を対象に経営上の相談を実施しています。

名 称	電話番号	対応曜日・時間	住 所
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	近畿本部企業支援部企業支援課 06-6264-8613	平日 9:00~17:00	大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビル 27 階

#### 【近畿経済産業局】

新型コロナウイルスの影響を受けた、受けるおそれのある中小企業・小規模企業者を対象に経営上の相談を実施しています。

名 称	電話番号・FAX 番号	対応曜日・時間	住 所
新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口	産業部中小企業課 06-6966-6024 FAX:06-6966-6083	平日 9:00~17:00	大阪市中央区大手前 1-5-44

## 13 新型コロナウイルスに係る農林水産省の相談窓口

農林水産省では、農業者や食品事業者等からの新型コロナウイルス感染症に関連した相談に対応するため、地方農政局に相談窓口を開設しています。

名 称	電話番号・FAX 番号	対応曜日・時間
近畿農政局相談窓口 (企画調整室)	075-414-9036 075-414-9037 FAX:075-414-9060	平日 9:00~17:00

## 14 総合労働相談窓口

大阪労働局では、労働問題に関するあらゆる分野の相談に応じる総合労働相談コーナーを開設しています。

〈総合労働相談コーナー〉(雇用環境・均等部指導課内)

相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な労働相談</li> <li>・事業主からのいじめ、嫌がらせ</li> <li>・解雇、配置転換、退職勧奨、労働条件の不利益変更、募集・採用に関する紛争(個別労働関係紛争)など</li> </ul>
電話番号	0120-939-009(フリーダイヤル) 大阪府外及び携帯電話、IP 電話等からは 06-7660-0072  ※ 府内各労働基準監督署にも総合労働相談コーナーが設置されています。 電話番号等は、下記ホームページをご参照ください。 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/corner.html">https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/corner.html</a>
住 所	〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67(大阪合同庁舎第 2 号館 8 階)
相談時間	9:00~17:00(月・水~金) 9:00~18:00(火)〈入館は 17:45 まで〉 ※ 労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーは、9:00~17:00(月~金)

※ ① 解雇、賃金不払い、労災保険等に関する相談は、労働基準監督署でも対応

〈大阪労働局ホームページ「労働基準監督署管轄地域と所在地一覧」〉

[https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudouki\\_jun\\_keiyaku/list.html](https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/list.html)

② 雇用保険の受給手続等に関する相談は、ハローワーク(公共職業安定所)で対応

〈大阪労働局ホームページ「ハローワーク一覧(管轄・開庁時間)」〉

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list.html>

また、雇用調整助成金に関する相談窓口は、次のとおりです。

〈職業安定部雇用保険課 助成金センター〉

相談内容	雇用調整助成金に関する相談 (注)助成率引き上げ等のコロナ特例の経過措置は、令和5年3月31日で終了しています。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001096217.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001096217.pdf</a> 〈雇用調整助成金〉：労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金の一部を助成するもの <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07.html</a>
電話番号	06-7669-8900
住 所	〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8(中央大通 FN ビル 9 階)
相談時間	8:30~17:15(月~金)

## 15 産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)に関する相談窓口

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成しています。

### 【相談窓口】

名 称	電話番号	対応曜日・時間
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター	0120-603-999	全日 9:00~21:00

※ 厚生労働省産業ホームページ(産業雇用安定助成金)：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

## 16 両立支援等助成金に関する相談窓口

厚生労働省では、令和5年4月1日以降に取得した休暇を対象として、両立支援等助成金(育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))の申請を受け付けています。

- ※ 「両立支援等助成金」(育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))  
新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども世話をを行う労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成

【相談窓口】

名 称	電話番号	対応曜日・時間
大阪労働局雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630	平日 8:30~17:15

〔両立支援等助成金(育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))の概要〕

申請先	本社所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	
申請期限	対象となる休暇の取得期間	申請期間(郵送の場合は必着)
	令和5年4月1日～ 令和5年6月30日	令和5年4月1日～ 令和5年8月31日
	令和5年7月1日～ 令和5年9月30日	令和5年7月1日～ 令和5年11月30日
	令和5年10月1日～ 令和5年12月31日	令和5年10月1日～ 令和6年2月29日
	令和6年1月1日～ 令和6年3月31日	令和6年1月1日～ 令和6年5月31日
対象者	臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主	
支給要件	<p>1 以下の①及び②の措置を実施していること。</p> <p>① 小学校等(小学校、保育園、幼稚園など)が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はそのおそれがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇(賃金が全額支払われるもの)を1年間に7日以上取得できる制度について規定化していること。</p> <p>② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの措置についての社内周知をしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク勤務</li> <li>・短時間勤務制度</li> <li>・フレックスタイムの制度</li> <li>・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度(時差出勤の制度)</li> <li>・小学校等の休業期間に限定した短時間勤務・時差出勤の制度</li> <li>・夜勤回数の制限</li> <li>・労働者の子ども向けの保育施設の設置・運営</li> <li>・ベビーシッター費用補助制度 等</li> </ul> <p>2 労働者1人につき、1-①に定めた特別有給休暇を1日(分割の場合は、1日の平均所定労働時間)以上取得していること。</p>	
助成額	<p>1人あたり10万円</p> <p>&lt;1事業主につき10人まで(上限100万円)&gt;</p> <p>(注)本助成金は、<u>事業所単位ではなく、事業主単位での申請</u>です。</p>	

※ 厚生労働省「両立支援等助成金(育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))」ホームページ: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20699.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html)

なお、「小学校休業等対応助成金・支援金」については、令和5年3月31日までの休暇分をもって、終了しています。

## 17 傷病手当金に関する相談窓口

健康保険組合・協会けんぽ(全国健康保険協会)・共済組合に加入している方が、新型コロナウイルス感染症の療養のために仕事を休み、事業主から給与の支払いが受けられない場合や一部を減額された場合には、傷病手当金が支給されます。

(注)業務に起因して感染したものであると認められる場合は、労災保険給付の対象

※ 健康保険組合・協会けんぽ(全国健康保険協会)・共済組合に加入している方は、勤務先の健康保険担当係などを通じてご確認ください。

なお、協会けんぽ大阪支部の代表電話番号は、06-7711-4300(平日 8:30~17:15)です。

また、上記以外の国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(給与の支払いを受けている方)に対して、傷病手当金が支給される場合があります(令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事を休み、事業主から給与の支払いが受けられない場合や一部を減額された場合)。

詳しくは、住所地の市(区)役所又は町村役場の担当課にお問い合わせください。

(代表電話番号等は、巻末の参考資料([大阪府内の市区町村電話番号一覧](#))に掲載)

## 18 労働保険料の納付猶予等に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症等の影響により、労働保険料の納付が困難な場合の納付猶予等について、大阪労働局に相談窓口が開設されています。

【相談窓口(申請窓口)】

《大阪労働局》

名 称	電話番号	対応曜日・時間	住所
労働保険徴収課	06-4790-6330	平日 8:30~17:15	大阪府中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FN ビル 17 階
労働保険事務組合担当	06-4790-6350		

## 《年金保険料・税金等の納付に関する相談》

### 19 厚生年金保険料・国民年金保険料の納付に関する相談窓口

#### 〈厚生年金保険料〉

日本年金機構(年金事務所)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料を納付することが困難な事業主に対して、以下の【相談窓口】を開設しています。

#### 〈国民年金保険料〉

日本年金機構(年金事務所)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料を納付することが困難な方に対して、以下の【相談窓口】を開設しています。

また、住所地の市(区)役所または町村役場の国民年金担当課でも相談に応じています(代表電話番号等は、巻末の参考資料([大阪府内の市区町村電話番号一覧](#))に掲載)。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除等の臨時特例措置は、令和4年度分の申請をもって終了します。

ただし、以下の期間の国民年金保険料については、引き続き臨時特例措置による申請が可能です。

- ・保険料免除・納付猶予申請は、申請する月の2年1カ月前の月分から令和5年6月分までの保険料
- ・学生納付特例申請は、申請する月の2年1カ月前の月分から令和5年3月分までの保険料

詳しくは、日本年金機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除等の臨時特例措置が令和4年度分の申請をもって終了します」をご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2023/202303/0320.html>

#### 【相談窓口】

##### 《年金事務所の相談対応時間等》

相談対応曜日・時間	
平日	8:30~17:15
年金相談は、「時間延長」や「週末相談」を実施	
・時間延長	週初の開所日 17:15~19:00
・週末相談	第2土曜日 9:30~16:00

##### 《大阪府内の年金事務所》

年金事務所名	管轄区域			電話番号
	厚生年金保険・健康保険	国民年金	船員保険	
天満	大阪市北区(淀川年金事務所管内の地域を除く)	大阪市北区	—	06-6356-5511
福島	大阪市福島区 大阪市西淀川区	同左	—	06-6458-1855

大手前	大阪市都島区 大阪市中央区 大阪市浪速区 大阪市東成区 大阪市生野区 大阪市旭区 大阪市城東区 大阪市鶴見区	大阪市都島区 大阪市中央区	大阪府内 全域	06-6271-7301
堀江	大阪市西区	大阪市西区 大阪市大正区	—	06-6531-5241
市岡	大阪市此花区 大阪市港区 大阪市大正区	大阪市此花区 大阪市港区	—	06-6571-5031
天王寺	大阪市天王寺区 大阪市阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	同左	—	06-6772-7531
平野	大阪市東住吉区 大阪市平野区	同左	—	06-6705-0331
難波	—	大阪市浪速区	—	06-6633-1231
玉出	大阪市住吉区 大阪市西成区 大阪市住之江区	同左	—	06-6682-3311
淀川	大阪市東淀川区 大阪市淀川区 大阪市北区のうち 大淀北一丁目～二丁目 大淀中一丁目～五丁目 大淀南一丁目～三丁目 国分寺一丁目～二丁目 天神橋七丁目～八丁目 豊崎一丁目～七丁目 中津一丁目～七丁目 長柄中一丁目～三丁目 長柄西一丁目～二丁目 長柄東一丁目～三丁目 本庄西一丁目～三丁目 本庄東一丁目～三丁目	大阪市東淀川区 大阪市淀川区	—	06-6305-1881
今里	—	大阪市東成区 大阪市生野区	—	06-6972-0161
城東	—	大阪市旭区 大阪市城東区 大阪市鶴見区	—	06-6932-1161
貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	同左	—	072-431-1122
堺東	堺市堺区 堺市中区 堺市東区 堺市南区 堺市北区 堺市美原区	堺市	—	072-238-5101
堺西	堺市西区 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	—	072-243-7900
東大阪	東大阪市	同左	—	06-6722-6001
八尾	八尾市 柏原市	同左	—	072-996-7711
吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	同左	—	06-6821-2401
豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	同左	—	06-6848-6831
守口	守口市 大東市 門真市	同左	—	06-6992-3031
枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市	同左	—	072-846-5011

## 20 国税の納付猶予に関する相談窓口

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な者からの猶予制度(※)に関する質問や相談を所轄の税務署(徴収担当)で受け付けています。

※ 国税の猶予制度に関するホームページ [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

### 【相談窓口】

《大阪府内の税務署(徴収担当)》

開庁時間：平日 8:30～17:00

税務署名	管轄区域	電話番号
旭	大阪市都島区 大阪市旭区	06-6952-3201
阿倍野	大阪市阿倍野区	06-6628-0221
生野	大阪市生野区	06-6717-1231
泉大津	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	0725-33-5601
泉佐野	泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	072-462-3471
茨木	高槻市 茨木市 三島郡	072-623-1131
大阪福島	大阪市福島区 大阪市此花区	06-6448-1281
大淀	大阪市北区(北税務署管内の地域を除く)	06-6372-7221
門真	守口市 大東市 門真市 四条畷市	06-6909-0181
岸和田	岸和田市 貝塚市	072-438-1341
北	大阪市北区(大淀税務署管内の地域を除く)	06-6313-3371
堺	堺市	072-238-5551
城東	大阪市城東区 大阪市鶴見区	06-6932-1271
吹田	吹田市 摂津市	06-6330-3911
住吉	大阪市住吉区 大阪市住之江区	06-6672-1321
天王寺	大阪市天王寺区	06-6772-1281
豊能	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	072-751-2441
富田林	富田林市 河内長野市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	0721-24-3281
浪速	大阪市浪速区	06-6632-1131
西	大阪市西区	06-6583-4624
西成	大阪市西成区	06-6659-5131
西淀川	大阪市西淀川区	06-6472-1021
東	大阪市中央区(南税務署管内の地域を除く)	06-6942-1101
東大阪	東大阪市	06-6724-0001
東住吉	大阪市東住吉区 大阪市平野区	06-6702-0001
東成	大阪市東成区	06-6972-1331
東淀川	大阪市東淀川区 大阪市淀川区	06-6303-1141
枚方	枚方市 寝屋川市 交野市	072-844-9521
港	大阪市港区 大阪市大正区	06-6572-3901

税務署名	管轄区域	電話番号
南	大阪市中央区(東税務署管内の地域を除く)	06-6768-4881
八尾	八尾市 松原市 柏原市	072-992-1251

※ 大阪府内税務署一覧(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/osaka.htm>

## 21 府民税の納付猶予と申告・納付期限の延長に関する相談窓口

大阪府は、下表のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、府民税の納付猶予と申告・納付期限の延長に関する相談窓口を開設しています。

【府税事務所】 ※ 対応曜日・時間は、平日 9:00～17:45

府税事務所名	管轄区域				電話番号
	法人府民税 法人事業税	個人事業税 不動産取得税	自動車税 (種別割)	軽油引取税等 (注)参照	
中央	大阪市内全域	大阪市(都島区 福島区 此花区 中央区 西区 港区 大正区 旭区 西淀川区 東成区 生野区 城東区 鶴見区)	—	—	06-6941-7951
なにわ北	—	大阪市(北区 淀川区 東淀川区)	—	大阪府内全域	06-6362-8611
なにわ南	—	大阪市(天王寺区 浪速区 住吉区 阿倍野区 平野区 住之江区 東住吉区 西成区)	—	—	06-6775-1414
三島	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 島本町			—	072-627-1121
豊能	豊中市 池田市 箕面市 豊能町 能勢町			—	072-752-4111
泉北	堺市 泉大津市 和泉市 高石市 忠岡町			—	072-238-7221
泉南	岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町			—	072-439-3601
南河内	富田林市 河内長野市 羽曳野市 太子町 藤井寺市 大阪狭山市 河南町 千早赤阪村			—	0721-25-1131
中河内	八尾市 松原市 柏原市 東大阪市			—	06-6789-1221
北河内	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市			—	072-844-1331

(注) 軽油引取税等：軽油引取税、利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び宿泊税

【大阪自動車税事務所】

事務所名	自動車税(種別割)の管轄区域	電話番号	対応曜日・時間
本所	大阪府内全域	06-6775-1361	平日 9:00～17:45

(注) 軽自動車税(種別割)に関することは除く(市町村が所管)。

[目次へ戻る](#)

## 22 国民健康保険料等の減免・納付猶予に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料又は介護保険料の納付に困っている場合の保険料の減免・納付猶予に関することは、住所地の市(区)役所又は町村役場の各保険担当課(係)にご相談ください。

※ 代表電話番号等は、巻末の参考資料([大阪府内の市区町村電話番号一覧](#))に掲載

### 《電気料金等の支払いに関する相談》

## 23 電気料金及びガス料金の支払期限の延長に係る相談窓口

関西電力(株)及び大阪ガス(株)では、国(経済産業省)からの要請を受け、電気料金及びガス料金の支払期限の延長措置を実施しています(令和5年8月の検針分まで)。

(注) 延長措置には、申出が必要であり、支払いが困難であると認められる場合に適用されます。

会社名	延長措置の相談窓口
関西電力	電気料金 0800-777-8810 ガス料金 0800-777-7109 (受付時間：平日 9:00～18:00)
大阪ガス	<u>申出期限は、令和5年3月31日までとなっています。</u> ※ 問い合わせ先：0120-078-071 受付時間：月～土は 9:00～19:00 日・祝日は 9:00～17:00

※ 経済産業省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228001/20230228001.html>

## 24 電話料金の支払期限の延長【終了】

電気通信事業者(NTT西日本、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIなど)が実施していた電話料金の支払期限の延長措置は、終了しています。

## 25 NHK受信料の支払に関する相談窓口

NHKでは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた視聴者の受信料の支払いに関する専用の相談窓口を開設しています。

### 【相談窓口】

相談窓口名	担当地域	電話番号	対応曜日・時間
大阪放送局 視聴者リレーションセンター 一開発推進部	大阪府全域(大阪府高槻市の一部(杉生、田能、出灰、中畑、仁科)は京都放送局(経営管理企画センター))	06-6937-9000	平日 10:00~17:00
京都放送局 (経営管理企画センター)	高槻市の一部(杉生、田能、出灰中畑、仁科)	075-251-1595	

※「持続化給付金」受給事業者を対象とした放送受信料の免除は、令和3年3月31日をもって受付を終了しています。

### 《奨学金に関する相談》

## 26 奨学金に関する相談窓口

独立行政法人日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計の急変があつて授業料の支払いに困っている学生等を対象にした奨学金【給付型・貸与型】に関する相談窓口を開設しています。

### 【相談窓口】

名称	電話番号	対応曜日 時間	対象者
奨学金相談 センター	0570-666-301(ナビダイヤル) ※ 海外からの電話、一部携帯電話、 一部のIP電話からは03-6743-6100	平日9:00 ~20:00	・大学生 ・短大生 ・高等専門学校生等

## 《その他 各種相談》

### 27 消費者相談窓口

①便乗悪質商法、②インターネットショッピング・ネットオークション、③粗悪品による身体被害などに関する相談窓口

名 称	電話番号	対応曜日・時間	備 考
大阪府 消費生活センター	06-6616-0888	平日 9:00~17:00 (祝日・12/29~1/3を除く。)	—
	消費者ホット ライン (188) 〈いやや〉	—	・お住まいの市町村の消費生活相談窓口が受付を行っている場合には、当該窓口が案内されます。
大阪市 消費者センター	06-6614-0999	月～土曜日 10:00~17:00 (祝日・12/29~1/3を除く。)	—
国民生活センター 平日バックアップ相談	03-3446-1623	平日 10:00~12:00 13:00~16:00	・府市町村の消費生活センター等につながらない場合
国民生活センター 休日相談	消費者ホット ライン (188) 〈いやや〉	土日祝日 10:00~16:00	・土日祝日に相談窓口を開設していない消費生活センターを補完
国民生活センター お昼の消費生活相談	03-3446-0999	平日 11:00~13:00	・各地の消費生活センターの相談窓口が昼休み中の時間帯を中心に相談を受付

### 28 人権相談窓口

新型コロナウイルスに関連した誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等の相談窓口

名 称	電話番号等	対応曜日・時間
①みんなの人権 110 番	0570-003-110	平日 8:30~17:15
②子どもの人権 110 番	0120-007-110	平日 8:30~17:15
③24時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	全日 24 時間
④児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (通話料無料)	全日 24 時間
⑤児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783	全日 24 時間
⑥女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日 8:30~17:15

⑦大阪府人権相談窓口 (一財)大阪府人権協会に委託)	(電話相談) 06-6581-8634、8635 (面接相談) 右記の時間内で対応 (FAX相談) 06-6581-8614 (メール相談) so-dan@jinken-osaka.jp (手紙相談) 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37HRCビル8階 大阪府人権協会 大阪府人権相談窓口あて	月・水～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) 9:30～17:30 火曜日 (祝日を除く) 9:30～20:00 第4日曜日 9:30～17:30
⑧外国語人権相談ダイヤル	0570-090911	平日 9:00～17:00 <対応言語> 英語 中国語 韓国語 フィリピン語 ベトナム語 ポルトガル語 タイ語 ネパール語 スペイン語 インドネシア語
⑨外国語インターネット 人権相談受付窓口 (Human rights counseling services in foreign languages)	・英語版 (Human rights counseling services in English on the Internet) <a href="https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html">https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html</a> ・中国語版 (Human rights counseling services in Chinese on the Internet) <a href="https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html">https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html</a> ※この他韓国語、フィリピン語等8言語にも対応 ( <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a> )	

※ ①、②、⑥、⑧、⑨は法務省、③は文部科学省、④、⑤は厚生労働省、⑦は大阪府の事業

## 29 DV相談窓口

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどによるDV相談窓口

名称	電話番号	対応曜日・時間
DV相談+ (プラス) (内閣府)	0120-279-889	全日 24時間

なお、電話相談以外のメール相談、チャット相談等については、下記ホームページをご覧ください。

「DV相談+」のホームページ <https://soudanplus.jp/>

※ このほか、配偶者からの暴力に悩んでいる方のDV相談窓口もあり(「DV相談ナビ」#8008)

## 30 金融取引相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関連する金融機関との取引等の相談窓口

名称	電話番号等	対応曜日・時間
新型コロナウイルスに関する 金融庁相談ダイヤル	0120-156811 ※・IP電話は 03-5251-6813 ・FAX: 03-3506-6699 (24時間対応) ・メール: <a href="mailto:saigai@fsa.go.jp">saigai@fsa.go.jp</a> (24時間対応)	平日 10:00～17:00
新型コロナウイルス・中小 企業等金融円滑化相談窓口 (近畿財務局)	06-6949-6530	平日 9:00～16:00

※ 一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談や金融行政に関する意見・要望等」については、金融サービス利用者相談室(0570-016811〔平日 10:00～17:00〕)で対応(IP電話からは、03-5251-6811)

### 31 下請取引に関する相談窓口(下請かけこみ寺)

下請取引により生じたトラブル等の相談窓口(府内中小企業が対象)

名 称	電話番号・FAX 番号	対応曜日・時間	住 所
下請かけこみ寺 (中小企業庁が(公財)大阪産業局に委託)	0120-418-618 FAX:06-6745-2362	平日 9:00～17:00	東大阪市荒本北 1-4-1 クリエイション・コア東大阪 南館 1階

※ 大阪産業局ホームページ「下請かけこみ寺」

<https://www.obda.or.jp/jigyo/mobio/mb-support/kakekomi.html>

### 32 自動車、海事、観光関係の相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する近畿運輸局の各種相談窓口

窓 口		電話番号	対応曜日・時間
観光関係	宿泊事業者・旅行者等向け 特別相談窓口 (観光企画課)	06-6949-6466	平日 9:00～17:45 (12:00～13:00を除く)
自動車関係	バス・レンタカー (旅客第一課)	06-6949-6445	
	タクシー (旅客第二課)	06-6949-6446	
	トラック (貨物課)	06-6949-6447	
海事関係	旅客船 (旅客課)	06-6949-6416	
	貨物船・港運 (貨物・港運課)	06-6949-6417	
	造船・船用工業 (船舶産業課)	06-6949-6425	
倉庫業関係	倉庫業 (環境・物流課)	06-6949-6410	

### 33 サイバー攻撃相談窓口

新型コロナウイルスを題材とした攻撃メール等の相談窓口(対応できない内容あり)

名 称	電話番号	対応曜日・時間
独立行政法人 情報処理推進機構(I P A) 「情報セキュリティセンター安心相談窓口」	03-5978-7509 ※ 1回あたり 30分以内	平日 10:00～12:00 13:30～17:00

名 称	電話番号	対応曜日・時間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メール相談 anshin@ipa. go. jp</li> <li>・ F A X 相談 03-5978-7518</li> <li>・ 郵送による相談 〒 113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコート センターオフィス16階 IPAセキュリティセンター 安心相談窓口</li> </ul>	

※ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）ホームページ「情報セキュリティ」  
<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/about.html>

## 34 法律相談窓口

大阪弁護士会の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（相談料無料）。

名 称	電話番号	対応曜日・時間
新型コロナ電話相談	06-6364-2046	月曜日・水曜日・金曜日 （祝日は除く） 12:00～14:00

### 〔相談例〕

- ・ コロナ禍で借金が返せなくなった。
- ・ コロナ禍で減った収入が戻らず、生活が成り立たない。
- ・ 社協の緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）の償還免除について教えて欲しい。
- ・ コロナ版ローン減免制度についてのオンラインセミナーで十数万円を支払ってしまい、言われる通り申し込んだが適用がないと言われた。

※ 大阪弁護士会 新型コロナウイルス特設サイト <https://www.osakaben.or.jp/corona/>

≪参考資料（大阪府内の市区町村電話番号一覧）≫

市区町村名	電話番号	市区町村名	電話番号
大阪市	06-6208-8181（代）	大阪市北区	06-6313-9986（代）
大阪市東淀川区	06-4809-9986（代）	大阪市都島区	06-6882-9986（代）
大阪市東成区	06-6977-9986（代）	大阪市福島区	06-6464-9986（代）
大阪市生野区	06-6715-9986（代）	大阪市此花区	06-6466-9986（代）
大阪市旭区	06-6957-9986（代）	大阪市中央区	06-6267-9986（代）
大阪市城東区	06-6930-9986（代）	大阪市西区	06-6532-9986（代）
大阪市鶴見区	06-6915-9986（代）	大阪市港区	06-6576-9986（代）
大阪市阿倍野区	06-6622-9986（代）	大阪市大正区	06-4394-9986（代）
大阪市住之江区	06-6682-9986（代）	大阪市天王寺区	06-6774-9986（代）
大阪市住吉区	06-6694-9986（代）	大阪市浪速区	06-6647-9986（代）
大阪市東住吉区	06-4399-9986（代）	大阪市西淀川区	06-6478-9986（代）
大阪市平野区	06-4302-9986（代）	大阪市淀川区	06-6308-9986（代）
大阪市西成区	06-6659-9986（代）	豊中市	06-6858-5050（総合センター）
池田市	072-752-1111（代）	箕面市	072-723-2121（代）
能勢町	072-734-0001（代）	豊能町	072-739-0001（代）
吹田市	06-6384-1231（代）	高槻市	072-674-7111（コールセンター）
茨木市	072-622-8121（代）	摂津市	06-6383-1111（代） 072-638-0007（代）
島本町	075-961-5151（代）	守口市	06-6992-1221（代）
枚方市	072-841-1221（コールセンター）	寝屋川市	072-824-1181（代）
大東市	072-872-2181（代）	門真市	06-6902-1231（代）
交野市	072-892-0121（代）	四條畷市	072-877-2121（代）
東大阪市	06-4309-3000（代）	八尾市	072-991-3881（代）
柏原市	072-972-1501（代）	富田林市	0721-25-1000（代）
河内長野市	0721-53-1111（代）	松原市	072-334-1550（代）
羽曳野市	072-958-1111（代）	藤井寺市	072-939-1111（代）
大阪狭山市	072-366-0011（代）	河南町	0721-93-2500（代）
太子町	0721-98-0300（代）	千早赤阪村	0721-72-0081（代）
堺市	072-233-1101（代）	堺市堺区	072-228-7403（企画総務課）
堺市中区	072-270-8181（企画総務課）	堺市東区	072-287-8100（企画総務課）
堺市西区	072-275-1901（総務課）	堺市南区	072-290-1800（総務課）
堺市北区	072-258-6706（企画総務課）	堺市美原区	072-363-9311（企画総務課）
泉大津市	0725-33-1131（代）	和泉市	0725-41-1551（代）
高石市	072-265-1001（代）	忠岡町	0725-22-1122（代）
岸和田市	072-423-2121（代）	貝塚市	072-423-2151（代）
泉佐野市	072-463-1212（代）	泉南市	072-483-0001（代）
阪南市	072-471-5678（代）	熊取町	072-452-1001（代）
田尻町	072-466-1000（代）	岬町	072-492-2001（代）